

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	古田拓也
主 論 文 題 名 :				
ロバート・フィルマーの思想世界 一五八八—一九四五				
(内容の要旨)				
<p>本論文において、私は、ロバート・フィルマーという政治思想家が言葉によってなした「アクション」と、それに対応して起こった後の時代の「リアクション」の一部を思想史的に描き出すことを目指している。この目標に応じて本論文は二部構成となっている。すなわち、第一部においては、フィルマーの特定の発語行為に着目し、第二部においては、フィルマーの発言が、その死後にいかなる効果を有し、いかなる形で用いられたかに着目する。</p> <p>フィルマーの「行為」を適切に描写するために必要なのは、これまで一体のものとして扱われてきたフィルマーの諸著作を、時期ごとに分けて、それぞれの政治言語コンテキストのなかで分析することである。それによって、従来一貫しているとみなされてきたフィルマーの発言の中に、一種の「非一貫性」を見出すことができるだろう。もちろん非一貫性の検出だけでは、思想史的に有意義な目標であるとは言いがたい。発言の一貫性・非一貫性を確認した上で問わねばならないのは、一貫した事柄が違う時期に言われたのはなぜか、また一貫しない事柄が同じ人間によって言われたのはなぜなのかである。この問いをフィルマーのテキストに向けて発することで明らかになるのは、彼の著作にはそれぞれ解釈可能性の幅とでも呼ぶべきものが存在し、その幅が著作ごとに有意に異なっていること、そしてフィルマーがそれを意識的にコントロールしようとしていたことである。こうした形で彼の思想にアプローチし、その思想的努力を跡付けることによってのみ、フィルマーというもはや存在しない人間に、多少なりとも血を通わせることができる。</p> <p>具体的には、次のように議論を進める。第一章では一六三〇年頃に書かれた『パトリアーカ』を主題とする。ここではまず『パトリアーカ』までのフィルマーの伝記的情報と同書の政治史的背景を簡単にまとめ、続けてその思想史的背景および『パトリアーカ』自体の分析をおこなう。フィルマーは『パトリアーカ』において、当時の政治状況から生じた問題を解決するために「アダムの権利」を呼び出し、チャールズ一世の有する「絶対権力」を力強く正当化した。第二章では、これを前提として、一六四八年の『アナー</p>				

キー』、そして一六五二年に出版された諸著作が、いったいどのような可能性の幅を有していたのか、また著作ごとの関係はどのようなものであったかを明らかにする。『アナーキー』は、『パトリアーカ』に内在していた特定の読解可能性を排除し、「絶対権力」が論理的に含意するものを、同時代の誰よりもはっきりと読者に教えた作品とみなすことができる。だがそれと同時になされた、君主制だけが神の認めた政体であるというフィルマーの主張は、それ以前の「アダムの権利」と間で緊張関係を生じさせるものでもあった。それが明白になったのは、王の処刑後である。この時期、まさにこの「アダムの権利」は、当初の目的とはまったく違った方向へとフィルマーを連れ去る危険をはらむものとなった。その議論が王ではなく共和政府を簡単に正当化しうるものとなってしまったのである。フィルマーはこの困難に対して、「統治」の定義を変え、君主制以外存在しないという議論を提示することで乗り切ろうと試みた。それによって、たしかにアダムの権利を放棄することなく、チャールズへの忠誠を残すことができた。だがこの回答に、それまでフィルマーが見せていた明快さとそれに伴う一種の鋭さを見出すことは難しい。結局彼は自身の呼び出した「アダムの権利」のコントロールに失敗したのである。このようにして、フィルマーの思想における「何をしたのか」に着目することは、単にフィルマー研究上の意義を有するだけではない。これは同時に、フィルマー研究を超えて、思想史において「一貫性」とは何を意味するのかという方法論的問題を考察する上での示唆を与えるものともなるはずである。

第一部においてフィルマーが何をしたのかを論じたのち、第二部においては、フィルマーという名前が何をしたのかをテーマとして設定する。すなわち「運命 (fortuna)」とも称される、広い意味での受容の歴史である。もちろん、あらゆる時代、あらゆる地域を包含した受容史を書くことはできない。そこで私は二つの歴史的局面に焦点を絞り、フィルマーの死後の「運命」を辿ることにしたい。

ひとつめは、ジョン・ロックの『統治二論』とフィルマーとの関係である（第三章）。ロックは「社会契約論」の唱道者の一人として今日でもよく知られているが、彼に批判されたフィルマーが契約説に徹底した攻撃を加えていたことは、それと比べるとあまり知られていない。しかし実は、フィルマーは、契約は政治を理解するための不適切なモデルであり、政治的義務の説明としては役に立たず、さらに悪いことに、行き着く先はアナーキーだと熱っぽく攻撃していたのである。ロックはこれを受けて、契約的な政治理解が可能であり、かつ望ましいものであると示さねばならなかった。ロックはフィルマーの提起した問題に対して、契約の主体の限定、同意の限界の設定、明示的同意と区別された暗黙の同意の採用、「アナーキー」と統治の関係の再構成といった道具立てでもって立ち向かい、契約説の有効性を再確認した。結果として彼の政治理論は、フィルマーの鋭鋒をうまくかわして構築されたものとなっている。

ロックのフィルム批評は、おそらく当時の文脈で見ると、かなり効果的なものであったし、ロックも実際合理的にそう確信した。だがその確信がロックにとって有する意味と、今日のわれわれにとって有する意味は全く違う。ロックがフィルム批評の前提としていたのは、自然法を（啓示の力を借りず）自然的理性によって証明できるはずだという見込みであった。だがロックはそれに成功せず、啓示の集大成たる聖書を利用して自然法の証明に代えた。もちろん、これがためにロック政治理論の当時の文脈での説得力が減少したわけではない。だがわれわれにとっては、明らかに、その説得力は大幅に限定される。ロックの契約的政治理論は、今日においては、下からの不断の反乱と、上からの不断の抑圧の間で、ほとんど安定しえぬものとなるだろう。だがまさに、その不安定さこそが、フィルムが契約説の欠点として指摘していたものであった。したがって、フィルムとロックの対立から理解できるのは、もしロックの描き出した政治社会像が今日いまだ魅力を失っていないとするならば、それを支えるのは、われわれの仕事として残されているということである。

ロックの批判によって、一般によく理解されている通り、フィルムの思想史的評価はほぼ決定された。しかしこれは、「フィルム」という名前が政治論争に二度と登場しなくなったという意味ではない。興味深いことに、そのひとつの実例を日本政治思想史の中に見出すことができる。本論文の第二部後半で取り上げられるのは、この日本におけるフィルム「受容」の歴史である（第四章）。それは一九〇〇年、戸水寛人の「穂積八束君とロバート、フィルム」という論説によって始まった。このタイトルからも察せられるとおり、戸水は穂積の憲法学を、時代遅れのフィルム主義として批判したのである。こうした非難の論法は、その後は美濃部達吉に、さらには戦後の学者たちにも受け継がれることになる。だがこの受容の歴史は、ただ単に、フィルム対ロックの二項対立構造が日本にも存在していたことを再確認するものではない。戸水や美濃部の議論の手法を仔細に見れば分かる通り、彼らの主張はたしかに反フィルムであるが、いささかもロックの理論とは関係ないのである。そこに存在していたのは、ロックとフィルムの対立という二項対立だったというよりは、フィルム、ロック、そして「日本」という価値体系の鼎立であった。彼らはロックを支持してフィルムを批判したのではなく、フィルムの導入が「日本」を危険にさらすと見たがゆえに、これを批判したのである。

第二次世界大戦の終結は、このフィルム、ロック、「日本」という三つの要素の関係を一変させた。以前は「日本」の特質はフィルム主義ともロック主義とも異なり、しかもどちらよりも優れていると理解されてきた。しかし戦争終結後、「日本」主義はフィルム主義と同一視され、ロック主義によって排除されるべきものとみなされるようになったのである。もし戦前の体制への否定が『統治二論』の「第一篇」に見いだせ

るとすれば、戦後の最も頼りになるガイドラインは「第二篇」に違いない。かくして幾人かの著名な学者たちは、それぞれの仕方でフィルムを用いて戦前の経験を要約し、ロックを用いて戦後の日本政治を構想したのである。中でも丸山眞男は、単にロックを導入するのではなく、いかにしてそれが日本において定着可能になるのかを探究した点で、このフィルム受容史において重要な位置を占めている。だがその試みは、少なくとも、成功であったと無条件で断言できるようなものではなかった。本論文では、最後に、その失敗の意味を確認して終わりたい。